

乗務員教育記録（高齢運転者）

事業主印

被教育運転者 氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

雇用年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

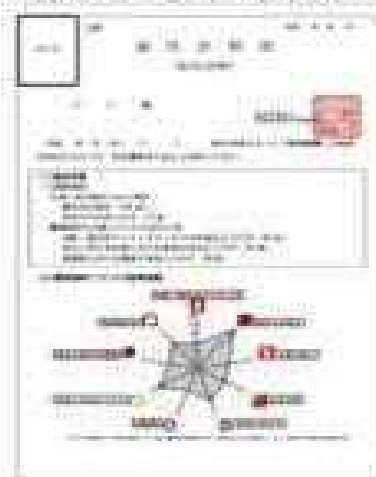
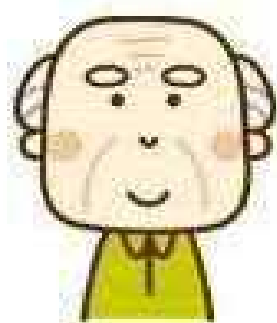
指 導 教 育 内 容	実 施 日 及 び 実 施 者
① 国土交通大臣が認定した適性診断の結果を踏まえ、個々の運転者の加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた、トラックの安全な運転方法等について、運転者が自ら考えるように指導する。	年 _____ 月 _____ 日
	: _____ ~ _____ :
	⑩

※高齢運転者適性診断を受診し、結果が判明した後１カ月以内に指導する。

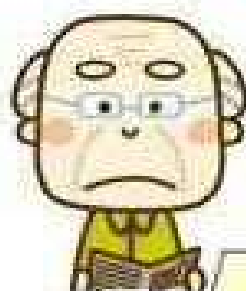
※高齢運転者適性診断・・・６５歳に達した運転者に対し、６５歳に達し日以後１年以内（６５歳以上の者を新たに運転者として選任した場合には、選任のから１年以内）に１回高齢運転者のための適性診断を受診させ、その後３年以内ごとに１回受診させる。

高齢運転者(65歳以上)への対応について

65歳になったら、66歳になるまでの間で適齢診断を受診する。



適齢診断の結果が判明した後、1ヶ月以内に特別な指導をおこなう。



適齢診断結果



社長、運行管理者等

指導を行ったら必ず記録を残しておく。

3年保存



重要

その後、3年以内ごとに1回受診させる。

受診したら、特別な指導を行う。

その記録をちゃんと保管する。



運転者台帳に
転記するとともに
運転者台帳又は
指導教育記録に
綴じる。